明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件
（**金融庁・法務・財務**一）　一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**三二）　二

○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件
（**経済産業**三六）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　八

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　二七

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・懲戒の処分関係　三五

地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三六

会社その他
会社決算公告　四〇